

項目	支出できるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費（日当は除外） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、駐車料 ○調査委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●視察先への手土産 ●議員個人の自動車管理費 ●議員個人の実施する町内視察・調査費 ●政治団体等の主催する視察等への参加費、交通費、宿泊料等 ●海外視察
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師の食事代 ○旅費（日当は除外） ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、駐車料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費（宴会等） ●茶菓子 ●議員個人の自動車管理費 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○作成委託料 ○印刷費 ○送料（新聞折込料） ○旅費（日当は除外） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、駐車料 ○ホームページ作成料・更新料 <p>上記、議会活動報告広報誌等に関する経費については、町政報告的な部分（紙面面積割合）のみを対象とする。 （ホームページ作成・更新関係についても上記と同様とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●政党の宣伝活動に関連する内容 ●選挙活動に関連する内容
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○機材借上料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶 ○旅費（日当は除外） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、駐車料 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費（宴会等）

資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷製本費 ○写真代 ○文書コピー代 ○委託調査（コンサルタント委託）に要する経費 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 	<ul style="list-style-type: none"> ●政党の宣伝活動に供する経費 ●選挙活動の資料作成費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○議会活動に関する書籍、報告書等の購入費 ○新聞購読料は、2紙目以降 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会活動（調査研究）に関係ない図書、雑誌、報告書等 ●所属政党、宗教団体等の図書、雑誌、報告書、新聞等
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○事務用品 ○調査研究活動に伴う電話料、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人使用の電話代 ●携帯電話代
その他の経費		<ul style="list-style-type: none"> ●党費、党大会参加費、旅費、後援会費 ●名刺印刷代 ●選挙活動に関する経費 ●慶弔関係の経費 ●餞別、寸志、団体の総会等出席の会費 ●遊興、レクリエーション費 ●名目の如何を問わず個人的な使途に当てる経費